

令和7年度 第9回豊能町教育委員会会議（12月定例会）会議録

日 時： 令和7年12月24日（水） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 大会議室

出席者：	教育長	板倉 忠
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	小松 郁夫
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	増田 ゆか
事務局：	こども未来部長	仙波 英太郎
	教育総務課長	池田 拓也
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	高田 浩史
	生涯学習課長	中谷 匠
	教育総務課主任	横山 悟士

傍聴者： 4名

会議次第

○審議事項

第18号議案 豊能町立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則改正の件

○各課・室からの報告

【教育長】

ただいまの出席委員は5名です。過半数に達していますので、ただいまから令和7年度第9回教育委員会12月定例会を開会いたします。

会議録署名人は宮崎職務代理です。

それでは早速議題に入らせていただきます。

本日の審議事項が1件ございます。第18号議案「豊能町立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則改正の件」でございます。事務局、説明よろしくをお願いします。

【こども育成課長】

第18号議案「豊能町立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則改正の件」につきまして、議案書、改正案文及び新旧対照表に沿って説明いたします。

本件につきましては、ひかり幼稚園及びふたば園で実施している3歳児から5歳児を対象とした預かり保育に関して、現在3歳児については、利用開始日を夏季休業日終了後からとしているものを、令和8年度以降は時期を早めて5月6日から利用できるように変更し、子育て支援環境の充実を図るものです。

それでは議案書をご覧ください。

提案理由は、3歳児の預かり保育の実施開始日を早めるために規定を整備するものです。

続いて3枚目の新旧対照表をご覧ください。改正箇所についてご説明いたします。

第1条（趣旨）においては、当該規則に規定する実施施設に豊能町立認定こども園を追加いたします。これは現在の事業実施状況に合わせて規定を整備するものです。

次に第3条及び第4条においては、4歳児5歳児の預かり保育の実施日は従来通りとし、3歳児の預かり保育の実施日をこれまでの夏季休業終了後から5月6日以降に変更するための規定を整備するものです。

続いて、規則の改正案文をご覧ください。2枚目です。改正内容は先ほどご説明した通りです。また、附則として施行期日は令和8年4月1日といたします。説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

説明ありがとうございました。ただいまの説明に対する質疑を求めます。

追加で説明いただきたいのですが、このような改正をする背景やニーズはあるのでしょうか。

【こども育成課長】

背景といたしましては、今、ひかり幼稚園及び認定こども園ふたば園におきましては、3歳児の預かり保育は夏休み終了後からしか利用できないという状況で、保護者の方からはもう少し早くできないかという要望がありました。

また、公立民間を問わず他市町にある施設を見ましても、3歳児の預かり保育を早めに開始しているところが多いという現状がございますので、そういうところも踏まえまして、子育て支援環境の充実を図るため、期間を早めるということに至ったのでございます。

【教育長】

保護者の子育て支援のために早めるところです。

【委員】

実施日が5月6日以降になったのと、施行期日が4月1日になった理由はありますか。

【こども育成課長】

3歳児は4月に幼稚園あるいは認定こども園を利用開始した直後であり、園生活自体にまだ慣れていないという場合が多いと思っております。こどもが園生活に慣れるための時間を確保しながら保護者と離れて幼稚園で過ごすための時間を作り、こどもの負担感を軽減しつつ、事業

開始するという事で4月については除いたというところでございます。

【教育長】

幼稚園児は0歳から2歳までに保育所とかの経験がなく家庭で育ってきていますので、親と離れた環境に慣れるまでには1ヶ月程度の期間を要するのではないかと思います。

他いかがでしょうか。

【委員】

「こども誰でも通園制度」との兼ね合いや、どちらにどんなメリットがあるのか、またどんな人が想定されているかなどを教えていただきたいです。

【こども育成課長】

預かり保育でございますけれども、ひかり幼稚園とふたば園、ここに在籍在園しているお子さんが利用対象者でございます。ひかり幼稚園とふたば園の幼稚園部のみを対象としていますので、通常の保育時間というのは9時から2時まででございます。預かり保育はその教育時間、教育課程が終わった2時以降5時までを預かるというのが通常の扱い方です。加えて、夏季休業中においては、朝9時から夕方5時までの預かり保育も実施しております。

一方で、「こども誰でも通園制度」につきましては、生後6ヶ月から3歳未満のどこの園所にも所属していないお子さんが対象ですので、今回に関しては利用対象者とは重ならないということでございます。

【教育長】

「こども誰でも通園制度」というのは、在宅で育児をされているご家庭のお子さんが少しでも集団生活に触れ、2歳までの間に教育的な機会を受ける場を設けるためのものです。

働いている保護者の方からすると、フルタイム勤務の場合は保育所じゃないと無理だと思います。幼稚園だから2時で帰るのではなく、預かり保育を5時まで延長して利用できるようになれば、パート等で働きたい保護者には助かる制度であろうと思っています。

「こども誰でも通園制度」とは趣旨が違いますし、保護者の就労状況に関わらず取り入れようというのが今回の策ですので、保護者には喜ばれるだろうと思っています。

預かり保育を5時からさらに延長できればいいんですけども、職員が足りないということではそれは難しいのですが、それでも実施時期を4ヶ月早くできるので、保護者が仕事に就く、あるいは復帰できるタイミングを早くできるのではと考えています。

【委員】

受け入れる園側の反応や意見、要望はどうなっているのでしょうか。預かる期間が何ヶ月間が増えることによる現場へのサポートはどうなっているのでしょうか。

【こども育成課長】

預かりに当たりましては、当然必要な保育士を必要な人数配置するというところでございますが、通常預かり保育においては30名程度であれば保育士2名を配置しております。

現在利用されている状態からしましても、毎日30人超えるぐらいになるということはないかと見ておりますので、保育所でも幼稚園でもまわしていけると考えております。

【委員】

現在、幼稚園職員に関しても働き方改革を言われています。そういう面で制度改正が現場への過剰な負担になってはいけないと思います。今のお話ですと、園側の負担が増えるようではないようですけれども、改正にあたっては双方にとって良い改正にならないといけないと思いますので、保護者やこども側からのメリットだけではなく、園側の職員からも歓迎されるものであってほしい。保育にあたっていただく園側にとっても、負担増とか働き方改革に反するよ

うなことになるよう十分に配慮していただきたいと思います。

【こども育成課長】

実施にあたりましては園とも協議をして進めておりますので、通常の保育時間内での対応を考えております。これで残業が発生するとは想定しておりません。十分やっていけると考えております。

【教育長】

私からも同様な質問です。

5月から8月までの職員の体制は、9月以降の体制とは違うのでしょうか。それとも一緒に体制で同じ職員の人数でしょうか。

【こども育成課長】

基本的には預かり保育の担当職員というのは、正職員及び会計年度職員で、その必要な時間に残っていただくなど年度当初から配置をしておりますので、もしその対象のお子さんがいらっしやなければ、途中で切り上げるということもあったと聞いております。

今回対象期間を長くしましたけれども、4歳、5歳のお子さんは利用していますので、そこに数名増えるだろうとの見込みです。大きく体制は変わらないものと考えています。

【委員】

先程5月6日に決められた理由はお聞きしたんですけれども、他市町村も5月6日頃になっているのでしょうか。

【こども育成課長】

他市の施設においては、4月の入園後、1週間か2週間ぐらいで始められているところもあると承知しております。

ただ、同じ説明になってしまいますけれども、こどもの負担感の軽減と混乱なくスムーズに移行できるようにというところを踏まえての判断でございます。

【教育長】

私も4月1日から始めているところや、4月8日入園後に始められるというところを知っています。

今後改善できるようであれば、委員の方のご意見も受け止めて考えていきたいと思います。

他よろしいでしょうか。それでは、質疑を終結させていただきます。

第18号議案「豊能町立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則改正の件」賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第18号議案は可決されました。

次に、前回会議以降の各課の報告に移らせていただきます。順次、報告をお願いします。

【こども未来部長】

- ・12月議会の報告について

【義務教育課長】

- ・2回目の学校説明会について

【こども育成課長】

- ・令和8年度ふたば園における異年齢保育の実施について

【教育総務課長】

- ・とよの西学園の工事終了後のチェックについて

【生涯学習課長】

- ・イベント関係について

【教育長】

それでは本日の議事はすべて終了いたしました。

次に1月の教育委員会会議の日程でございますが、1月の21日（水）、午後2時から予定しております。何卒よろしくお願いします。

以上をもちまして、令和7年度第9回豊能町教育委員会会議12月定例会を閉会いたします。
本日はお疲れ様でした。

閉会 14時55分

以上、会議の次第を記し、これを称するためにここに署名する。

令和8年3月18日 署名

豊能町教育長

板倉 忠

会議録署名人

宮崎 純光